

市第 197 号議案

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例及び横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正  
横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例及び横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月 16 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例及び横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

（横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第 1 条 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第61条の 2 第 1 号中「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス等基準条例第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生

労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第 132 号。以下「特区省令」という。）第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第 2 号中「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス等基準条例第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第 4 号中「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス等基準条例第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

（横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第 2 条 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第 151 条」を「一第 151 条」に、「・第 161 条」を「一第 161 条」に改める。

第97条第 1 号中「登録者をいう」の次に「。以下同じ」を、「通いサービス、」の次に「第 150 条の 2 の規定により基準該当自

立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第 34 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成 15 年厚生労働省令第 132 号。以下「特区省令」という。）第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第 2 号中「通いサービス、」の次に「第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「以下」の次に「この号において」を加え、同条第 3 号中「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第 4 号中「通いサービス、」の次に「第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第 111 条第 1 号中「通いサービス、」の次に「第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第 2 号中「通いサービスの利用定員」の次に「（当

該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数と第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限をいう。）」を加える。

第 150 条の次に次の 1 条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第 150 条の 2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当

該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障

害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において「通いサービスの利用定員」という。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を除く。))にあつては登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)までの範囲内とすること。

登 録 定 員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービス

とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条又は第 181 条に規定する基準を満たしていること。

- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第 160 条の次に次の 1 条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第 160 条の 2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみな

される通いサービス若しくは第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を 29 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18 人）以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限をいう。以下この号において「通いサービスの利用定員」という。）を登録定員の 2 分の 1 から 15 人（登録定員が 25 人を超える指定

小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を除く。）にあつては登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

登 録 定 員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条又は第 181 条に規定する基準を満たしている

こと。

- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

#### 提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の制定に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例及び横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

## 参 考

## 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第 61 条の 2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 77 号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第 83 条第 1 項の指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第 181 条第 1 項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準等条例第 82 条の指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準等条例第 180 条の指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条第 1 項又は第 181 条第 1 項の通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条第 1 項の指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第 181 条第 1 項の指定看護

小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節 (第 59 条 (第 24 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定を準用する部分に限る。)) を除く。) の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者 (指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条第 1 項又は第 181 条第 1 項の登録者をいう。)) の数と指定障害福祉サービス等基準条例第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練 (機能訓練) とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練 (生活訓練) とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第 81 条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第 34 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令 (平成 15 年厚生労働省令第 132 号。以下「特区省令」という。)) 第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。) を 29 人 (サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所

(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第7項のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。) にあっては、18人)以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第81条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス)を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を除く。)にあっては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)までの範囲内とすること。

(表及び第3号省略)

- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサ

サービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障害福祉サービス等基準条例第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第 81 条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条又は第 181 条に規定する基準を満たしていること。

（第 5 号省略）

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

目次

（第 1 章から第 8 章まで省略）

第 9 章 自立訓練（機能訓練）

（第 1 節から第 4 節まで省略）

第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第 150 条二・第 151 条）  
第 151 条

第10章 自立訓練（生活訓練）

（第1節から第4節まで省略）

第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条<sup>二</sup>  
第161条  
第161条）

（第11章から第17章まで及び附則省略）

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第83条第1項の指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第181条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準等条例第82条の指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準等条例第180条の指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項又は第181条第1項の通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項の指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規

模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第 181 条第 1 項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護の事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条第 1 項又は第 181 条第 1 項の登録者をいう。以下同じ。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第 34 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成 15 年厚生労働省令第 132 号。以下「特区省令」という。）第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を 29 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密

着型サービス基準等条例第83条第7項のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。) にあっては、18人) 以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス 又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において「通いサービスの利用定員」という。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を除く。)にあっては登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)までの範囲内とすること。

(表省略)

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(

指定地域密着型サービス基準等条例第 87 条第 2 項第 1 号又は第 185 条第 2 項第 1 号の居間及び食堂をいう。以下同じ。) は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受けける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第 83 条又は第 181 条に規定する基準を満たしていること。

(第 5 号省略)

(基準該当短期入所の基準)

第 111 条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、第 97 条の規定により基準該当生

活介護とみなされる通いサービス、第 150 条の 2 の規定により  
基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若し  
くは第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）  
とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第 61 条の  
2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービ  
ス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定  
通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デ  
イサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1  
項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用する  
ために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受け  
た障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は  
指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地  
域密着型サービス基準等条例第 83 条第 5 項又は第 181 条第 6 項  
の宿泊サービスをいう。次号及び第 3 号において同じ。）を提  
供するものであること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの  
利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サ  
ービスを利用する者の数と基準該当短期入所を受ける障害者及  
び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限をいう。次号におい  
て同じ。）を通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能  
型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数と第 97 条  
の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第  
150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみな  
される通いサービス若しくは第 160 条の 2 の規定により基準該  
当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通

所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限をいう。)の 3 分の 1 から 9 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6 人）までの範囲内とすること。

（第 3 号及び第 4 号省略）

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第 150 条の 2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓

練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において「通いサービスの利用定員」という。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を除く。）にあつては登録定員に応じて、次の表に定める通いサービス

の利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所  
にあつては12人)までの範囲内とすること。

登 録 定 員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条又は第181条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提

供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第 160 条の 2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号におい

て同じ。) を 29 人 (サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18 人) 以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練 (生活訓練) とみなされる通いサービス、第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練 (機能訓練) とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第 81 条において準用する指定通所支援基準条例第 61 条の 2 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合计数の 1 日当たりの上限をいう。以下この号において「通いサービスの利用定員」という。) を登録定員の 2 分の 1 から 15 人 (登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等 (サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を除く。) にあつては登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては 12 人) までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条又は第181条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。